

国住指第1648号
平成19年7月18日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

プレキャストコンクリート製品を使用する工事の工程に係る中間検査について
(技術的助言)

一定の共同住宅に対する中間検査の義務付けについては、「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等の施行について」(平成19年6月20日付け国住指第1331号、国住街第55号)により、国土交通省住宅局長から都道府県知事あて通知したところであるが、階数が3以上である共同住宅の2階の床及びこれを支持するはりにプレキャストコンクリート製品が使用される場合は、下記の点に留意されたい。

なお、階数が3以上である共同住宅以外の建築物において、床及びこれを支持するはりにプレキャストコンクリート製品が使用される場合について、建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条の3第1項第2号に規定する特定工程に指定することが望ましい。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

- (1) 2階の床及びこれを支持するはりとしてプレキャストコンクリート製品を配置し、それらを接合する工事の場合、建築基準法第68条の20第2項に規定する中間検査の特例を除き、工事を終えたときに中間検査を申請しなければならない工程は、プレキャストコンクリート製品の配置後、当該製品を接合するための鉄筋を配置する工事の工程となること。ただし、プレキャストコンクリート製品の配置後、当該製品を接合するための鉄筋を配置する工事の工程がない場合は、当該製品を配置する工事の工程となること。
- (2) 2階の床及びこれを支持するはりとなるプレキャストコンクリート製品について、当該製品の製造に係る品質管理に関する各種の記録と、確認審査等に関する指針(平成19年国土交通省告示第835号)第4第3項第2号に定める確認に要した図書との整合性を把握するため、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。)第4条の8第1項第5号に定める書類又は施行規則第4条の11の2において準用する施行規則第4条の8第1項第5号に定める書類として、必要な書類を中間検査申請書の第四面に添付させ、中間検査時に当該内容を確認すること。この場合の必要な書類としては、ミルシートその他材料の品質を証する書類、工場における配筋の寸法・精度検査、コンクリートの製造、運搬、打設、養生等の試験・検査に関する書類、工場におけるコンクリート打設前の配筋の状況がわかる写真、プレキャストコンクリート製品の受入検査の書類等が想定されること。